

年金 だより



国民年金保険料は 納期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付のほか、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話や文書、訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。(納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です)

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の国民年金担当窓口へご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納められていない状態で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障がい基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和3年度分(令和3年7月分～令和4年6月分)の免除等の受付は7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



国民年金マスコットハッピーちゃん

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115